

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長は、<u>法第31条第1項の規定により、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の費用の全部又は一部を精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹(以下「精神障害者等」という。)から徴収する。ただし、精神障害者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、その前年度)分の精神障害者等の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p><u>3 総合事務所長は、措置入院費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 省令第23条第2項第1号の診断書は、様式第24</p> | <p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長は、<u>法第31条第1項の規定に基づき、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 総合事務所長は、前項の規定により費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 省令第23条第1号の診断書は、様式第24号の2に</p> |

号の2によるものとする。

4 第1項の申請書には、総合事務所長が省令第23条第2項第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面（以下「同意書」という。）を添付させることができるものとする。

5 略

別表（第8条関係）

| 精神障害者等の所得割の額の合算額 | 費用徴収額   |
|------------------|---|
| 564,000円以下       | 0円  |
| 564,000円超        | 20,000円（入院に要する費用として県が負担する額が20,000円に満たないときは県が負担する額とし、月の中途から入院を開始し、又は終了したときは日割りをもって計算する。） |

備考 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、知事が別に定めるところによる。

様式第8号（第8条関係）

（表）

措置入院費減免申請書

職 氏名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第8条第4項の規定により、下記のとおり措置入院費の減額（免除）を申請します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

記

略

（裏）

家庭調書

略

よるものとする。

4 第1項の申請書には、総合事務所長が省令第23条第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面（以下「同意書」という。）を添付させることができるものとする。

5 略

別表（第8条関係）

| 区分                   | 徴収額   |
|----------------------|---|
| 所得税額が1,470,000円以下の場合 | 0円  |
| 所得税額が1,470,001円以上の場合 | 20,000円（入院に要する費用として県が負担する額が20,000円に満たないときは県が負担する額とし、月の中途から入院を開始し、又は終了したときは日割りをもって計算する。） |

備考 この表において「所得税額」とは、精神障害者並びにその配偶者並びに精神障害者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹の前年分（1月から5月までにあつては、前々年分）の所得税の額を合算した額をいう。

様式第8号（第8条関係）

（表）

措置入院費減免申請書

職 氏名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第8条第3項の規定により、下記のとおり措置入院費の減額（免除）を申請します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

記

略

（裏）

家庭調書

略

(鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |       |            |    |           |   |  |                         |       |              |    |              |   |
|---|---|-------|------------|----|-----------|---|--|-------------------------|-------|--------------|----|--------------|---|
| <p>(措置入院費用の徴収)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、<u>法第58条の8第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度)分の措置入院者等の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)</u>の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措置入院者等の<u>所得割の額の合算額</u></th> <th style="text-align: center;">費用徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">564,000円以下</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">564,000円超</td> <td>20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、知事が別に定めるところによる。</u></p> | 措置入院者等の <u>所得割の額の合算額</u>  | 費用徴収額 | 564,000円以下 | 0円 | 564,000円超 | 20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額) | <p>(措置入院費用の徴収)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、<u>措置入院者等の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額)を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(その額が当該措置入院に要した医療費の額を超えるときは、当該費用の額)とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措置入院者等の<u>所得税額の合算額</u></th> <th style="text-align: center;">費用徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,000円以下</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,001円以上</td> <td>20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)</td> </tr> </tbody> </table> | 措置入院者等の <u>所得税額の合算額</u> | 費用徴収額 | 1,470,000円以下 | 0円 | 1,470,001円以上 | 20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額) |
| 措置入院者等の <u>所得割の額の合算額</u>  | 費用徴収額   |       |            |    |           |   |  |                         |       |              |    |              |   |
| 564,000円以下  | 0円  |       |            |    |           |   |  |                         |       |              |    |              |   |
| 564,000円超   | 20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額) |       |            |    |           |   |  |                         |       |              |    |              |   |
| 措置入院者等の <u>所得税額の合算額</u>   | 費用徴収額   |       |            |    |           |   |  |                         |       |              |    |              |   |
| 1,470,000円以下  | 0円  |       |            |    |           |   |  |                         |       |              |    |              |   |
| 1,470,001円以上  | 20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額) |       |            |    |           |   |  |                         |       |              |    |              |   |

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行う入院に要する費用の徴収について適用する。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行う入院に要する費用の徴収について適用する。

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4 第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に入院している者が第1条の規定による改正後の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定によれば新たに費用を徴収されることとなる場合における当該入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

(鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

5 第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に入院している者が第2条の規定による改正後の鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定によれば新たに費用を徴収されることとなる場合における当該入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。